

GX 推進の支援スキームと関連の国の 動向について（経済産業省関連）

2025年5月16日

九州経済産業局資源エネルギー環境部

カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

目次

1. GX推進の枠組み

- (1) これまでの政策の動き
- (2) GX2040ビジョン、第7次エネルギー基本計画の概要
- (3) GX推進法・資源法改正案と資源循環について

2. 関連支援制度について（経産省関係）

1. GX推進の枠組み

(1) これまでの政策の動き

(2) GX2040ビジョン、第7次エネルギー基本計画の概要

(3) GX推進法・資源法改正案と資源循環について

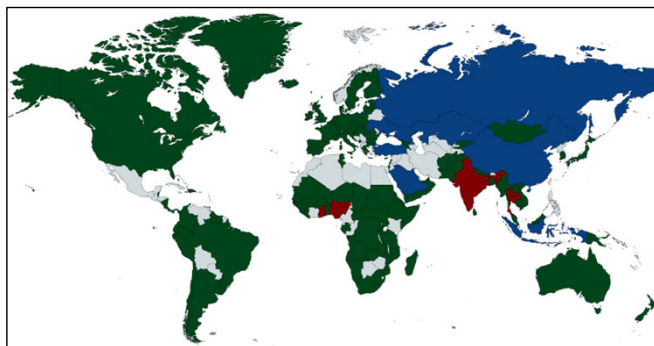
2. 関連支援制度について（経産省関係）

これまでの政策の動き

世界のカーボンニュートラル宣言の状況と、我が国のGX政策

- COP25終了時点(2019年12月)では、カーボンニュートラルを表明している国はGDPベースで3割に満たない水準であったが、**2024年4月には、146ヶ国（G20の全ての国）が年限付きのカーボンニュートラル目標を掲げており、GDPベースで約9割に達している。**
- こうした中、我が国は、**エネルギーの安定供給を大前提に、排出削減と経済成長・産業競争力強化を共に実現していくGX（グリーントランスフォーメーション）を進めていく。**

期限付きCNを表明する国・地域（2024年4月）



■ 2050年まで ■ 2060年まで ■ 2070年まで

日本が強みを有する関連技術等を活用し、経済成長・産業競争力強化を実現

2050年カーボンニュートラル等の国際公約



出所：各国政府HP、UNFCCC NDC Registry、Long term strategies、World Bank database等を基に作成

※グテーレス国連事務総長等の要求により、COP25時にチリが立ち上げた2050年CNに向けて取り組む国・企業の枠組みである気候野心同盟（Climate Ambition Alliance）に参加する国を含む場合、163か国。

- ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築

G X 投資実現に向けたグローバルな政策競争

- こうした中、欧米をはじめとして、**排出削減と経済成長・産業競争力強化を共に実現していく、大規模な投資競争が激化**

⇒ **GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に大きな影響を及ぼす時代**に突入

2022年

- ✓ **日本：岸田総理 英・ギルドホール演説（5月）** ⇒ **官民で150兆円超**

➢ 成長志向型カーボンプライシング構想等の表明

- ✓ **米国：インフレ削減法（8月）** ⇒ **国による50兆円程度の支援**

➢ 気候変動対策等について、投資後の生産実績に応じた税額控除を含めた**50兆円程度の政府支援**表明

- ✓ **韓国：CN・グリーン成長推進戦略等（11月）** ⇒ **官民で約7兆円超**（2020年表明）

➢ 再エネ・EV等の普及拡大、重要技術の指定・支援体制強化等

2023年

- ✓ **EU：ネット・ゼロ産業法案等（3月）** ⇒ **官民で約160兆円**（2020年表明）

➢ 法案冒頭で日本のGX政策を提出理由として記載 ※1月には関連措置を含めた「グリーン・ディール産業計画」を発表

- ✓ **G7広島サミット：G7広島首脳コミュニケ（5月）**

➢ G7の成果文書において、GXやトランジション・ファイナンスの重要性について、初めて言及

我が国における政策の動き

- エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指し、2022年夏以降GXの議論を加速。

2023年

✓ **GX実現に向けた基本方針を閣議決定（2月）**

- GXを通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するべく、方針を策定

✓ **GX推進法が成立（5月）**

- 今後10年間で150兆円超の官民GX投資に向けてGX以降債の発行、成長志向型CPの導入等を決定

✓ **GX推進戦略を閣議決定（7月）**

- GX実現に向けた政策を実行するため、「GX推進法」に基づき策定

✓ **分野別投資戦略をとりまとめ（12月）**

- 重点分野ごとのGXの方向性や投資促進策等を具体化
- GX実現に向けた取り組みは、検討フェーズから実行フェーズへ

2024年

✓ **水素社会推進法、CCS事業法が成立（5月）**

✓ **分野別投資戦略を改定（12月）**

2025年

✓ **第7次エネルギー基本計画、GX2040ビジョンを閣議決定（2月）**

✓ **GX推進法・資源法改正案の閣議決定（2月）**

- 成長志向型カーボンプライシング構想を具体化するためのカーボンプライシングと、GXを推進する柱の一つとなるサーキュラーエコノミーの実現に向けた制度の基盤を整備

第7次エネルギー基本計画とGX2040ビジョンの関係

- 世界では、脱炭素に伴うエネルギー需給構造の転換を自国の経済成長に結びつけようとする動きが広がっており、脱炭素関連投資の誘致が拡大。
- 我が国においても、長期的視点から、GX産業構造、GX産業立地、エネルギーを一体的に政策展開するため、新たに「GX2040ビジョン」を策定。
- **DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、我が国の経済成長・産業競争力に直結する状況となっており、エネルギー政策と産業政策は密接不可分の関係。**
- **エネルギー基本計画と「GX2040ビジョン」を一体的に遂行することにより、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す取組を加速。**

GX2040ビジョンの概要

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技術をいかに新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

- 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。
- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わず一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、**エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速**する。

5. GXを加速させるためのエネルギーを始めとする個別分野の取組

（1）DXによる電力需要増に対応するため、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギー拡大、原子力発電所の再稼働や次世代革新炉の開発・設置、火力発電の脱炭素化に必要な投資拡大や系統整備

- 1) 基本的考え方
- 2) 徹底した省エネルギーの推進、産業の電化・燃料転換・非化石転換
- 3) 再生可能エネルギーの主力電源化
- 4) 原子力発電の活用

・
・
・
・

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

- 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。
- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わず一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

GX2040ビジョンのポイント①

GX産業構造

- 足下30年間、**十分な国内投資**と、成長市場への投資・事業転換など**経済の新陳代謝が少なく**、他国に比べ、**実質賃金・実質GDP両面での伸びがわずか**。

【目指すべき産業構造】

→**成長志向型カーボンプライシング構想**による**規制・支援一体型の投資促進策**をきっかけとしたGX投資により、再び成長軌道にのせるため、

- ① **革新技術（AI・ロボティクス、量子、バイオなど）を活かした新たなGX事業が次々と生まれ、**
 - ② **日本の強みである素材から製品までのフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された 産業構造を目指す。**
- これにより、国内外の有能な人材・企業が日本で活躍できる社会を目指す。

【具体的対応策】

- ① 大企業からの積極的なカーブアウト促進、
- ② 大企業によるスタートアップの製品・サービスの購入の促進
- ③ 新たなGX産業につながる市場創出

+

新たなGX事業など、脱炭素電源を必要とする産業の効率的・効果的な集積を目指し、GX産業立地政策を推進

GX2040ビジョンのポイント②

GX産業立地

- 効率的・効果的にスピード感を持って、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源」の整備を進め、地方創生につなげる必要。

1. 脱炭素電源が豊富な地域に企業の投資を呼び込み、新たな産業集積を目指す。

- ① 脱炭素電源が豊富な地域に立地する企業に対して脱炭素電力の利用を促すインセンティブ措置。
- ② 脱炭素電源を整備する自治体に対して、企業の成長の果実が届く仕組み。

2. データセンターを段階的に脱炭素電源が豊富な地域へ誘導する。

- 光通信技術の導入状況も踏まえつつ、まずは、電力インフラから見て望ましい地域への立地を促す。
- 効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、AI活用を通じたDXを加速させ、成長と脱炭素の同時実現を目指すGXの効果を最大化させていく。

GX2040ビジョンのポイント③

中堅・中小 企業のGX

- 脱炭素化されるサプライチェーンでも、**中堅・中小が引き続き活躍できることが重要。**
 - エネルギー消費量やCO2排出量の算定・見える化支援
 - 省エネ設備導入を補助

国際展開 (AZEC)

- 各国の事情に踏まえた現実的なトランジションは、**日本と同様の脱炭素に向けた課題を共有するアジア諸国のGXにとって重要。**
 - 火力のゼロエミッション化などの個別プロジェクトの支援
 - 脱炭素の取組を定着させるためのルール形成

公正な移行

- 労働者が、**新たに生まれるGX産業への移動や、AIなどの導入による高度化されたサプライチェーンで引き続き活躍できることが重要。**
 - GX産業への転職支援やスキルアップ支援

GX2040ビジョンのポイント④

成長志向型 カーボンプ ライシング構想

- 10年間で150兆円超の官民によるGX投資を引き出すため、新規国債（GX経済移行債）の発行により、20兆円規模の投資促進策を実施。
- 今後、段階的に導入するカーボンプライシングにより、2050年までに償還（大枠は2023年の通常国会で成立したGX推進法に規定）。

【2025年通常国会にGX推進法改正案を提出し、制度の詳細設計を規定】

●排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）

- ✓ 排出量の多い企業（直接排出10万トン以上）の参加義務化 等

●化石燃料賦課金の実施（2028年度～）のために必要な詳細の規定

- ✓ 賦課金の納付の確実性を担保するための所要の措置 等

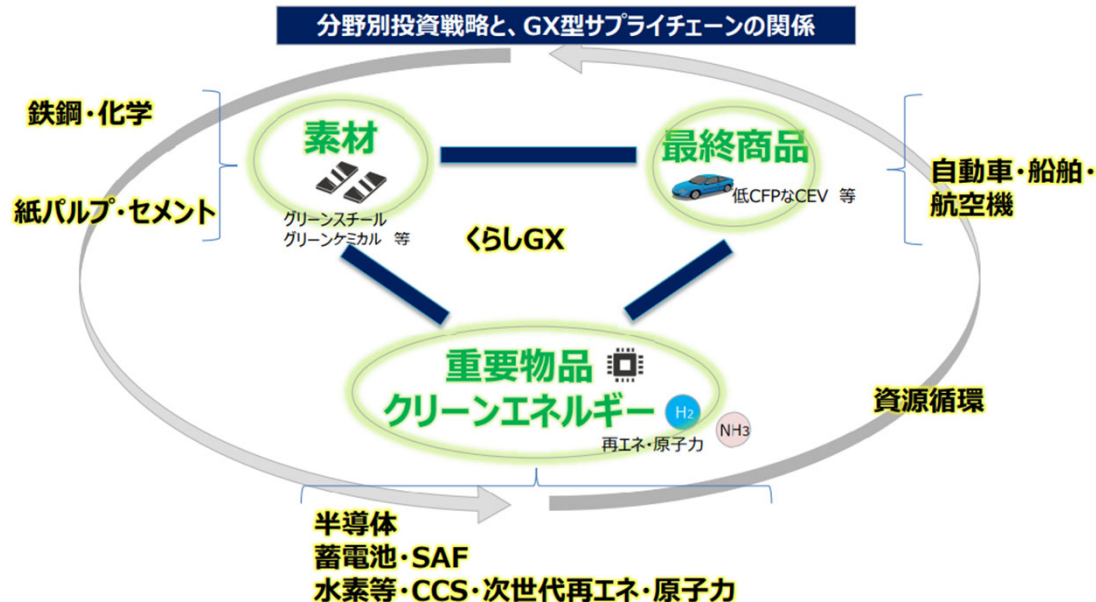
成長志向型 の資源自律 経済の確立

- サーキュラーエコノミーを進めるため、2025年通常国会に提出する法案で、特定の製品、事業者に対する再生材の利用義務付けなどの法的措置を規定。

GX2040ビジョンのポイント⑤

分野別投資戦略

- G X 基本方針（2023年7月）の参考資料として、国が長期・複数年にわたるコミットメントを示すと同時に、規制・制度的措置の見通しを示すべく、22分野において「道行き」を提示。
- 当該「道行き」について、大くり化等を行った上で、重点分野ごとに「G X 実現に向けた専門家ワーキンググループ」で議論を行い「分野別投資戦略」としてブラッシュアップ。官も民も一歩前に出て、国内にGX市場を確立し、サプライチェーンをGX型に革新する。



分野別投資戦略の概要（一部抜粋）

水素等

※「水素等」にアンモニア・合成メタン・合成燃料を含む。

【GXの方向性】

・水素等のサプライチェーン構築に向けた集中投資と規制・制度による利用環境の整備を、利用・供給一体で進めるため、必要な法整備を行う。

・水電解装置等、世界で拡大する市場の獲得に向け、研究開発及び設備投資を促進。

【投資促進策】

・既存原燃料との価格差に着目した支援制度・拠点整備支援。

・水電解装置等の生産拡大投資支援。

・大規模水素ステーション及びFC商用車導入促進。等

つくる



はこぼ（ためる）



つかう



出所：NEDO、トヨタ、JERA、川崎重工 HPや提供写真より（一部加工）

次世代再エネ（H₂PP、浮体式洋上風力）

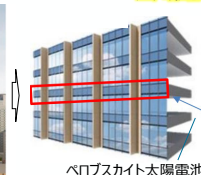
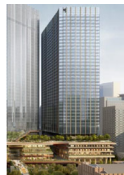
【GXの方向性】

・H₂PP太陽電池について量産技術の確立、生産体制整備、需要の創出を三位一体で推進。

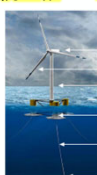
・浮体式含む洋上風力について産業競争力を強化し、早期導入を実現。

【投資促進策】

- ・R&D・実証等の社会実装加速。
- ・生産拠点整備のためのサプライチェーン構築支援。
- ・FIT・FIP制度/予算措置等による導入初期の需要支援検討（H₂PP）。
- ・広域連系系統整備への金融支援。等



ペロブスカイト太陽電池



ナセル
ブレード
タワー
浮体式
基礎
係留索
アンカー

出所：積水化学工業、中央日本土地建物グループ、東京電力HD HPより（一部加工）

鉄鋼

【GXの方向性】

・大型革新電炉・直接還元等による高付加価値鋼板製造の生産を拡大。

・削減価値をGX価値として訴求することで、我が国でもグリーンスチールを市場投入・拡大。

・同時に、高炉での水素還元製鉄の研究開発・実装を加速し、世界に先んじて大規模生産を実現。



電炉

【投資促進策】

- ・大型革新電炉転換や還元鉄の確保・活用等のプロセス転換投資支援。
- ・GI基金によるR&D・社会実装加速。等

※同時に、GX価値（カーボンプリント：CFP、マテリアリティ等）の見える化や、導入補助時のGX価値評価等のインセンティブ設計等を通じた市場創造も併せて実施（他分野共通）。



12m³ 小規模試験高炉(水素還元)

化学

【GXの方向性】

・コンビナート毎に最適な燃料転換（アンモニア等）やバイオ利用、ケミカルサイクル等の原料転換を通じて、高機能かつ低炭素化学品の供給拡大。

・ケミカルサイクル等を含むGX関連システム・ビジネスを海外展開。



廃プラスチック等

ケミカルリサイクル等



化学品等



【投資促進策】

- ・構造転換を伴う、設備投資の補助（分解炉熱源のアンモニア転換、ケミカルリサイクル、バイオメタノール、CCUS）。等
- ・GI基金によるR&D・社会実装加速。等

第7次エネルギー基本計画の概要（抜粋）

4. 2040年に向けた政策の方向性

- DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況。2040年度に向けて、本計画と「GX2040ビジョン」を一体的に遂行。
- すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。
- エネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造への転換を実現するべく、徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。
- 2040年に向け、経済合理的な対策から優先的に講じていくといった視点が不可欠。S+3Eの原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく。

5. 省エネ・非化石転換

- エネルギー危機にも耐えうる需給構造への転換を進める観点で、徹底した省エネの重要性は不変。加えて、今後、2050年に向けて排出削減対策を進めていく上では、電化や非化石転換が今まで以上に重要となる。CO2をどれだけ削減できるかという観点から経済合理的な取組を導入すべき。
- 足下、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれており、半導体の省エネ性能の向上、光電融合など最先端技術の開発・活用、これによるデータセンターの効率改善を進める。工場等での先端設備への更新支援を行うとともに、高性能な窓・給湯器の普及など、住宅等の省エネ化を制度・支援の両面から推進する。トップランナー制度やベンチマーク制度等を継続的に見直しつつ、地域での省エネ支援体制を充実させる。
- 今後、電化や非化石転換にあたって、特に抜本的な製造プロセス転換が必要となるエネルギー多消費産業について、官民一体で取組を進めることが我が国の産業競争力の維持・向上に不可欠。

第7次エネルギー基本計画の概要（抜粋）

6. 脱炭素電源の拡大と系統整備

<総論>

- DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源の確保ができなかったために、国内産業立地の投資が行われず、日本経済が成長機会を失うことは、決してあってはならない。
- 再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、脱炭素電源を最大限活用すべき。
- こうした中で、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の積極的な新規投資を促進する事業環境整備及び、電源や系統整備といった大規模かつ長期の投資に必要な資金を安定的に確保していくためのファイナンス環境の整備に取り組むことで、脱炭素電源の供給力を抜本的に強化していく必要がある。

<再生可能エネルギー>

- S+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
- 国産再生可能エネルギーの普及拡大を図り、技術自給率の向上を図ることは、脱炭素化に加え、我が国の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要がある。
- 再生可能エネルギー導入にあたっては、①地域との共生、②国民負担の抑制、③出力変動への対応、④インベーションの加速とサプライチェーン構築、⑤使用済太陽光パネルへの対応といった課題がある。
- これらの課題に対して、①事業規律の強化、②FIP制度や入札制度の活用、③地域間連系線の整備・蓄電池の導入等、④ペロブスカイト太陽電池（2040年までに20GWの導入目標）や、EEZ等での浮体式洋上風力、国の掘削調査やワンストップでの許認可フォローアップによる地熱発電の導入拡大、次世代型地熱の社会実装加速化、自治体が主導する中小水力の促進、⑤適切な廃棄・リサイクルが実施される制度整備等の対応。
- 再生可能エネルギーの主力電源化に当たっては、電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、次世代にわたり事業継続されるよう、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組む。

第7次エネルギー基本計画の概要（抜粋）

6. 脱炭素電源の拡大と系統整備（続き）

＜次世代電力ネットワークの構築＞

- 電力の安定供給確保と再生可能エネルギーの最大限の活用を実現しつつ、電力の将来需要を見据えタイムリーな電力供給を可能とするため、地域間連系線、地内基幹系統等の増強を着実に進める。更に、蓄電池やDR等による調整力の確保、系統・需給運用の高度化を進めることで、再生可能エネルギーの変動性への柔軟性も確保する。

7. 次世代エネルギーの確保/供給体制

- 水素等（アンモニア、合成メタン、合成燃料を含む）は、幅広い分野での活用が期待される、カーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーであり、各国でも技術開発支援にとどまらず、資源や適地の獲得に向けて水素等の製造や設備投資への支援が起り始めている。こうした中で我が国においても、技術開発により競争力を磨くとともに、世界の市場拡大を見据えて先行的な企業の設備投資を促していく。また、バイオ燃料についても導入を推進していく。
- また、社会実装に向けては、2024年5月に成立した水素社会推進法等に基づき、「価格差に着目した支援」等によりサプライチェーンの構築を強力に支援し、更なる国内外を含めた低炭素水素等の大規模な供給と利用に向けては、規制・支援一体的な政策を講じ、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていく。

11. エネルギーシステム改革

- システム改革は、安定供給の確保、料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を狙いとして進めてきており、これまでの取組を検証しながら更なる取組を進める必要がある。
- 特に、電力システム改革について、電力広域融通の仕組みの構築や小売自由化による価格の抑制、事業機会の創出といった点で、一定の進捗があった一方、DXやGXの進展に伴い電力需要増加が見込まれる中での供給力の確保や、燃料価格の急騰等による電気料金の高騰といった課題に直面している。
- こうした事態に対応するべく、安定供給を大前提に、価格への影響を抑制しつつGX実現の鍵となる電力システムの脱炭素化を進めるため、①脱炭素電源投資確保に向けた市場や事業環境、資金調達環境の整備、②電源の効率的活用・大規模需要の立地を見据えた電力ネットワークの構築、③安定的な量・価格での電力供給に向けた制度整備や規律の確保を進めていく。

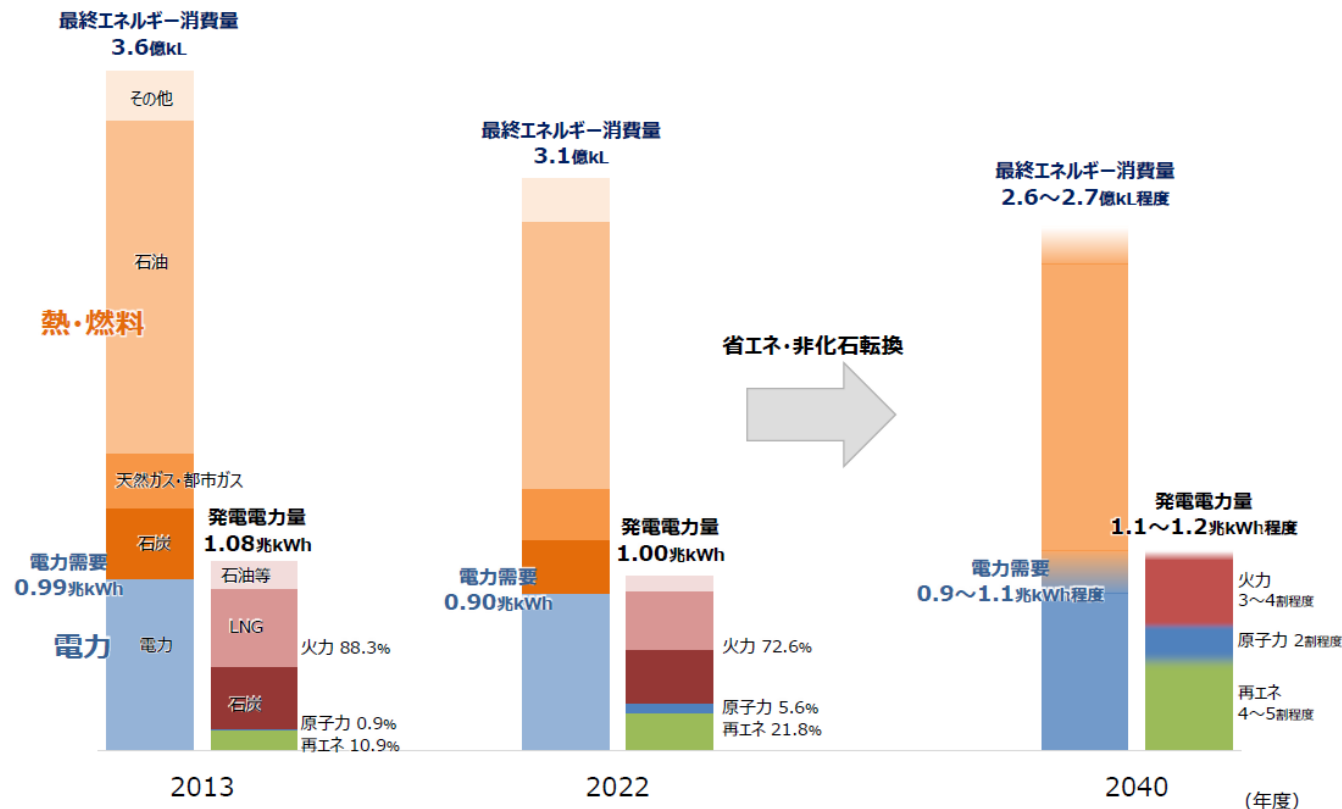
【参考】2040年度におけるエネルギー需給の見通し

- 2040年度エネルギー需給の見通しは、諸外国における分析手法も参考としながら、**様々な不確実性が存在することを念頭に、複数のシナリオを用いた一定の幅**として提示。

	2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率	15.2%	3～4割程度
発電電力量	9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	22.9%	4～5割程度
再エネ		
太陽光	9.8%	23～29%程度
風力	1.1%	4～8%程度
水力	7.6%	8～10%程度
地熱	0.3%	1～2%程度
バイオマス	4.1%	5～6%程度
原子力	8.5%	2割程度
火力	68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量	3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)	22.9% ※2022年度実績	73%

(参考) 新たなエネルギー需給見通しでは、2040年度73%削減実現に至る場合に加え、実現に至らないシナリオ(61%削減)も参考値として提示。73%削減に至る場合の2040年度における天然ガスの一次エネルギー供給量は5300～6100万トン程度だが、61%削減シナリオでは7400万トン程度の見通し。

(参考) エネルギー需給の見通し (イメージ)



(注) 左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（１）**排出量取引制度の法定化**、（２）**資源循環強化のための制度の新設**、（３）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（４）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

（１）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。**
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当て）**
 - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当て。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
 - 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
 - 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者**も一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
 - 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
 - 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。**
 - 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。**

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（２）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
 - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
 - 認定製品はその旨の表示、**リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

（３）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

（４）財政支援（GX推進法）

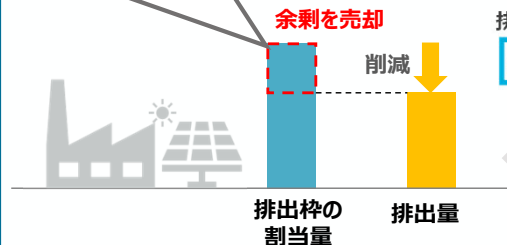
- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

排出量取引制度と化石燃料賦課金

排出量取引制度

① 排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。



排出枠

取引所

② 排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。

不足分を調達

超過

排出枠の割当量

排出量

➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

化石燃料賦課金

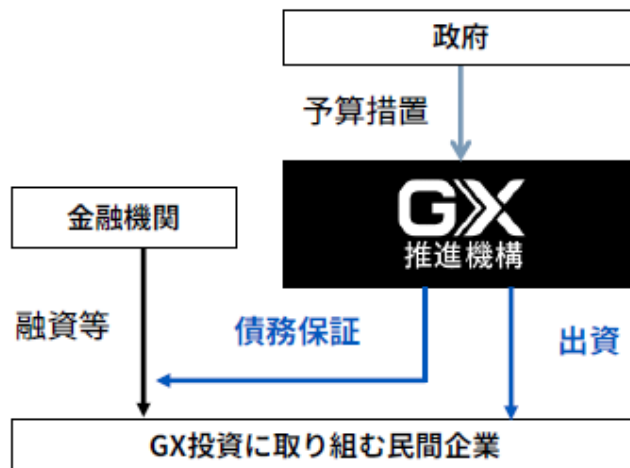
- 化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を賦課するもの。
- 化石燃料の輸入事業者等に支払い義務。転嫁を通じて社会全体で、化石燃料の使用に伴うコストを負担。

➡ 化石燃料の需要家に対して、排出量取引よりも広範に行動変容を促すことが可能。

GX推進機構について

- GX推進法に基づく認可法人として、排出量取引制度の運営と化石燃料賦課金の徴収事務を担う。
- また、政府の予算措置を活用し、GX投資に取り組む民間企業に対して、債務保証や出資といった金融支援を通じて、民間金融機関等が取り切れないリスクを補完する。

GX推進機構の金融支援業務



成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

資源制約・リスク (経済の自律性)

【資源枯渇、調達リスク増大】

1. 世界のマテリアル需要増大

→ 多くのマテリアルが将来は枯渇

※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、2050年までの累積需要が埋蔵量を2倍超

→ 再生プラスチックの利用促進による再生プラスチックの奪い合い

2. 供給が一部の国に集中しているマテリアルあり

→ 資源国の政策による供給途絶リスク

※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルあり

※中国によるレアアース輸出制限、インドネシア（最大生産国）によるニッケル輸出禁止

3. 日本は先進国の中でも自給率が低い

→ 調達リスク増大の懸念

環境制約・リスク

【廃棄物処理の困難性】

4. 廃棄物処理の困難性増大

① 廃棄物の越境制限をする国が増加、国際条約も厳格化の動き（バーゼル条約）

② 一方、日本国内では廃棄物の最終処分場に制約

【CN実現への対応の必要性】

5. CN実現には原材料産業によるCO2排出の削減が不可欠

※循環資源（再生材・再生可能資源(木材・木質資源を含むバイオ由来資源)等）活用により、物質によるが、2～9割のCO2排出削減効果

※長期利用やサービス化により更なる削減が可能

成長機会

【経済活動への影響】

6. 資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性

① マテリアル輸入の増大、価格高騰による国富流出、国内物価上昇のリスク増大

② CE性を担保しない製品は世界市場から排除される可能性

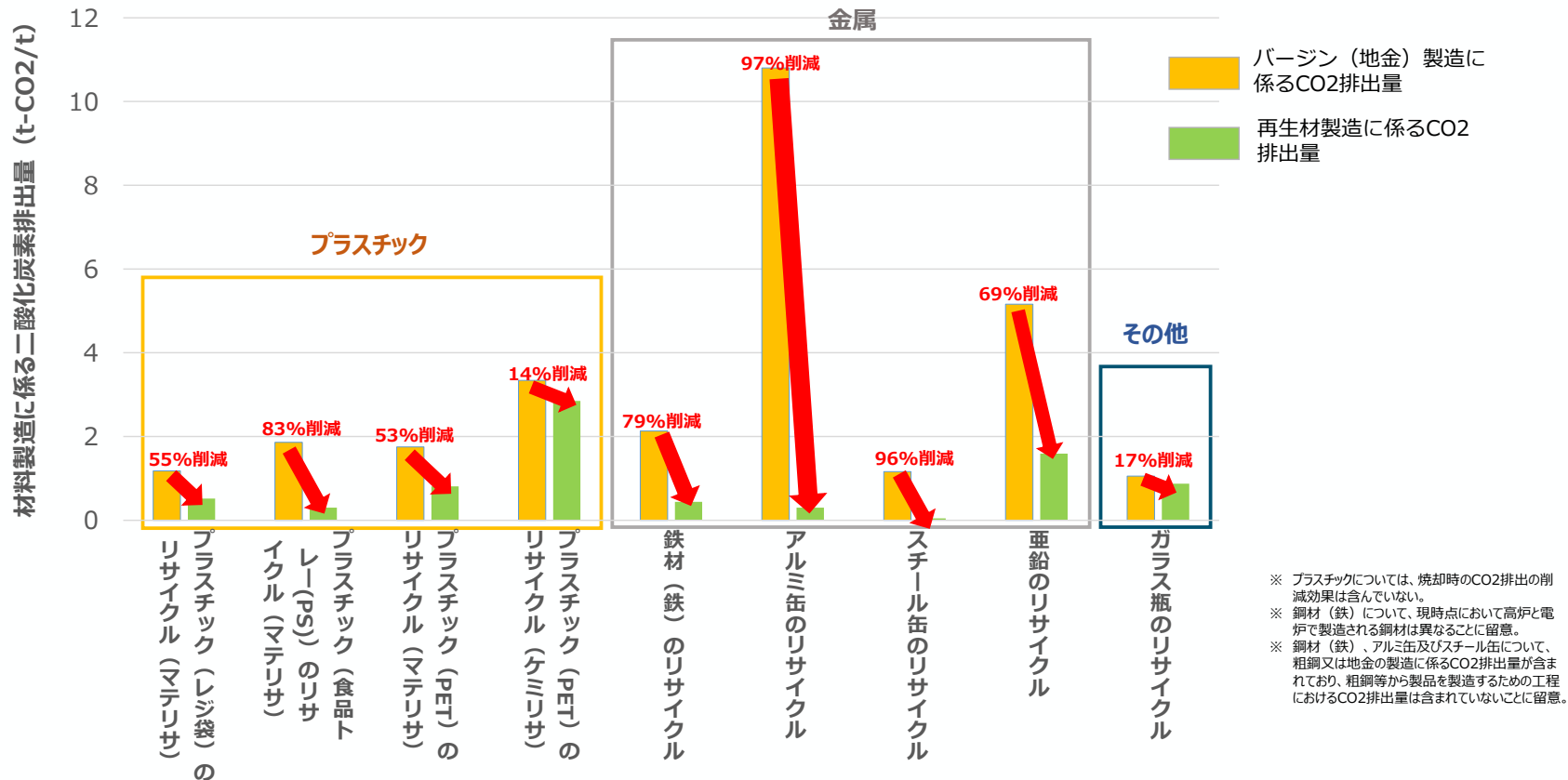
③ 静脈産業は大成産業になる見込み

→ サークュラーエコノミーの市場が今後大幅に拡大していく見込み

※日本国内では2020年50兆円から、2030年80兆円、2050年120兆円の市場規模を見込む

→ 対応が遅れれば、成長機会を失うだけでなく、廃棄物処理の海外依存の可能性

環境制約・リスク（マテリアル由来のCO2削減の必要性）



成長機会（高まる市場拡大への期待と動き出す成長投資）

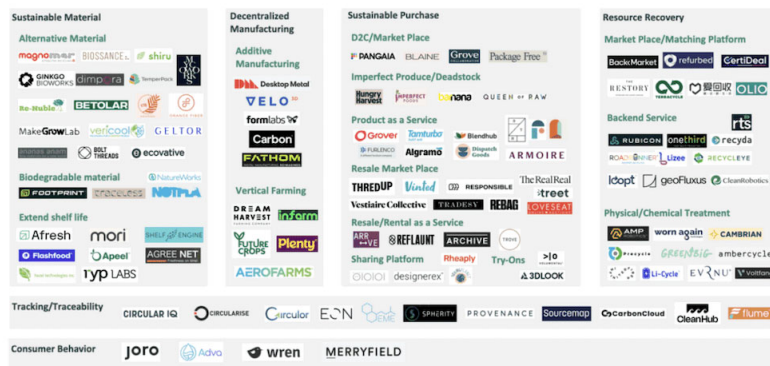
- サーキュラーエコノミー関連市場は、国内外で今後大幅に拡大が見込まれる（世界全体で30年4.5兆ドル、50年25兆ドル、日本国内では30年80兆円）。
- こうした予測に基づき、海外を中心に成長資金が活発に企業に流入、新たなプレーヤーの市場参入も活発化している。

サーキュラーエコノミーの成長可能性と集まる投資資金

アクセンチュア	□ 2030年には、資源需要と供給との間に80億トンの需給ギャップが生じると予想。これは年間4.5兆ドルの経済損失に相当。2050年にはこれが25兆ドルまで拡大。 □ このことを逆の視点から考えると、一方通行型経済モデルでの「無駄」をなくすビジネス・ソリューションを構築することで、2030年に4.5兆ドル規模の価値を創出することが可能。
成長戦略フォローアップ工程表	□ 「2030年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、現在の約50兆円から80兆円以上とすることを目指す。」
BlackRock	□ 2019年に「Circular Economy Investment Fund」を組成、2,000万ドル規模からスタートし、22年8月時点では19億ドル規模の運用額にまで成長。
Chatham House	□ 2021年2月時点でのサーキュラーエコノミー関連の投資ファンドの総額を210億ドルと推計。 □ また、グリーンボンド資金の4%（245億ドル相当）がサーキュラーエコノミー関連に投資されていると推計。
Closed Loop Partners	□ 同社は2022年6月、プラスチック、容器包装、食料、電子機器、アパレルが埋立処分されることを回避する循環型ビジネスへの投資を行うプライベートエクイティファンドに2億ドルを調達した旨発表

進む新たなプレーヤーの参入

Circular Economy Market Map



【出典】 Archetype Ventures株式会社

成長志向型の資源自律経済の確立のトランスマッション

カーボンニュートラル、経済安全保障、グローバル・サプライチェーンにおける競争力強化を目指し、「サーキュラーエコノミー市場」の創出を成長戦略として位置付け、「成長志向型の資源自律経済」の確立を目指していく。

設計・製造・販売
(環境配慮型ものづくりへの革新)

課題：資源循環に配慮した製品が可視化・価値化されていない

- ・ 環境配慮設計(易解体設計、長寿命化)の推進 (トッランナー基準、ラベリング制度)
- ・ 再生材の利用の拡大 (努力義務→計画策定 (目標等)・報告提出)

①産官学の連携
(サーキュラーパートナーズ)

②投資支援

③ルール整備

リサイクル
(高品質な再生資源の供給)

課題：廃棄物から資源に戻っていない

- ・ 廃棄物産業を資源供給産業に (選別・リサイクル技術の高度化に向けた技術開発・設備投資支援)
- ・ 情報流通プラットフォームの構築 (事業者間で素材情報等を共有)

利用
(CEコマースによる効率的な製品利用)

課題：CEコマースビジネスに対する消費者の安全・安心面での懸念、適切な評価・支援体制の不足

- ・ 非所有市場 (シェアリング、サブスクリプション、リース等)
 - ・ 二次流通市場 (リユース、リペア等)
- の活性化 (業界の健全な発展のための制度化、サーキュラー・パートナーズでインセンティブについて議論)

1 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

サーキュラーエコノミー(CE)への非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけでは経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須。

- 国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップの立ち上げ。3月末時点で、約650者の参画。
- ビジョン・ロードマップ策定、地域循環モデルの構築の検討を皮切りに、その他の個別テーマ（標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等）についても、順次検討。
- 現在検討が進んでいる国内外の先行事例をユースケースに位置付け、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェイス等について検討し、2025年を目途にデータの流通を促すCE情報流通プラットフォームの構築を目指す。

2 投資支援

サーキュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援することが必須。

- GX経済移行債により、今後10年間で官民合わせて2兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
- 令和6年3年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくりのための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援」。令和7年度からの3年間も公募予定。

3 ルール整備

現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

- 再生資源の需要と供給を喚起するため、以下の内容からなる資源有効利用促進法の改正案を閣議決定。
 - 再生材の利用に関する計画策定や実施状況の定期報告の義務づけ
 - 環境配慮設計を促進するトップランナー認定制度の創設等

1. GX推進の枠組み

(1) これまでの政策の動き

(2) GX2040ビジョン、第7次エネルギー基本計画の概要

(3) GX推進法・資源法改正案と資源循環について

2. 関連支援制度について（経産省関係）

中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

中小企業

1. GXの**メリット**や**取組方法**、**排出量**等が分からない

2. 具体的な**取組の進め方**が分からない、**計画**が立てられない

3. GXに取り組みたいが、**資金**が不足

相談窓口の設置
排出量等の算定

地域等での支援体制の強化
排出削減計画等の策定をサポート

資金面での支援強化

1 中小機構による支援

- ・全国**10カ所**の地域本部に相談窓口設置
- ・脱炭素に取り組む必要性や**取組方について学ぶ無料の動画を公開**

2 エネルギー消費量・排出量算定支援

- ◆ **省エネ診断**
【令和6年度補正予算案額：34億円】
 - ・**省エネの専門家が中小企業を訪問しアドバイスを実施**。新たな類型として、**エネルギー使用状況の見える化、分析、省エネ提案を行う「IT診断」**を措置。
- ◆ **省エネ補助金**（IV型：エネルギー需要最適化型）【金額は⑥内の省エネ補助金の内数】
 - ・**エネルギー使用状況の見える化・最適化を行うエネマネシステムの導入を支援**。
- ◆ **SHIFT事業**
【令和6年度補正予算案額：30億円の内数】
 - ・**DXシステムの導入**に加え、設備運用改善による即効性のある**省CO2化**や運転管理データに基づく効果的な改修設計などを支援

3 地域支援機関等の取組を後押し

- ◆ **事業環境変化対応型支援事業**
（うちGX支援体制構築実証事業）
【令和6年度補正予算案額：112億円の内数】
 - ・商工会議所を含む地域の支援機関や地域金融機関の**GXサポート人材を育成**
- ◆ **地域ぐるみでの支援体制構築事業**
【令和7年度要求額：14億円の内数】
 - ・商工会議所を含む地域の支援機関や金融機関によるサポートを強化し、**地域の中小企業を多面的に支援する体制構築を促進**

4 中小機構による支援

- ・**排出削減計画の策定などの伴走支援**

5 大企業等による中小GX推進を支援

- ◆ **バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業**【令和7年度要求額：14億円の内数】
 - ・サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す**大企業等が、取引先の中小へGX推進の支援を行う取組を後押し**
- ◆ **GXリーグ**
 - ・参画企業にサプライチェーンでの排出削減を求めつつ、あわせて中小GXを促進する取組も検討。

6 設備投資等の支援

- ◆ **省エネ補助金**【国庫債務負担行為含め2,375億円（令和6年度補正予算案額：600億円）】
 - ・**省エネ設備への更新を企業の複数年の投資計画に対応する形で支援**。中小企業の大規模な省エネ投資を後押しする新類型を創設。
- ◆ **ものづくり補助金／新事業進出補助金**
【令和6年度補正予算案額：3,400億円の内数／既存基金を活用：1,500億円】
 - ・GXに資する革新的な製品・サービスの開発や新事業への挑戦を通じた中小企業の新市場・高付加価値事業への進出を支援
- ◆ **企業間連携省CO2促進事業**
【令和7年度要求額：69億円の内数】
 - ・大企業等がサプライヤー等の取引先とともに行う省CO2化に資する投資を支援
- CN投資促進税制、JFCのGX関連融資、低炭素リース信用保険制度も継続

・脱炭素化への一般的なプロセスは

1. CNを知る→2. 排出量を測る→3. 削減を進める

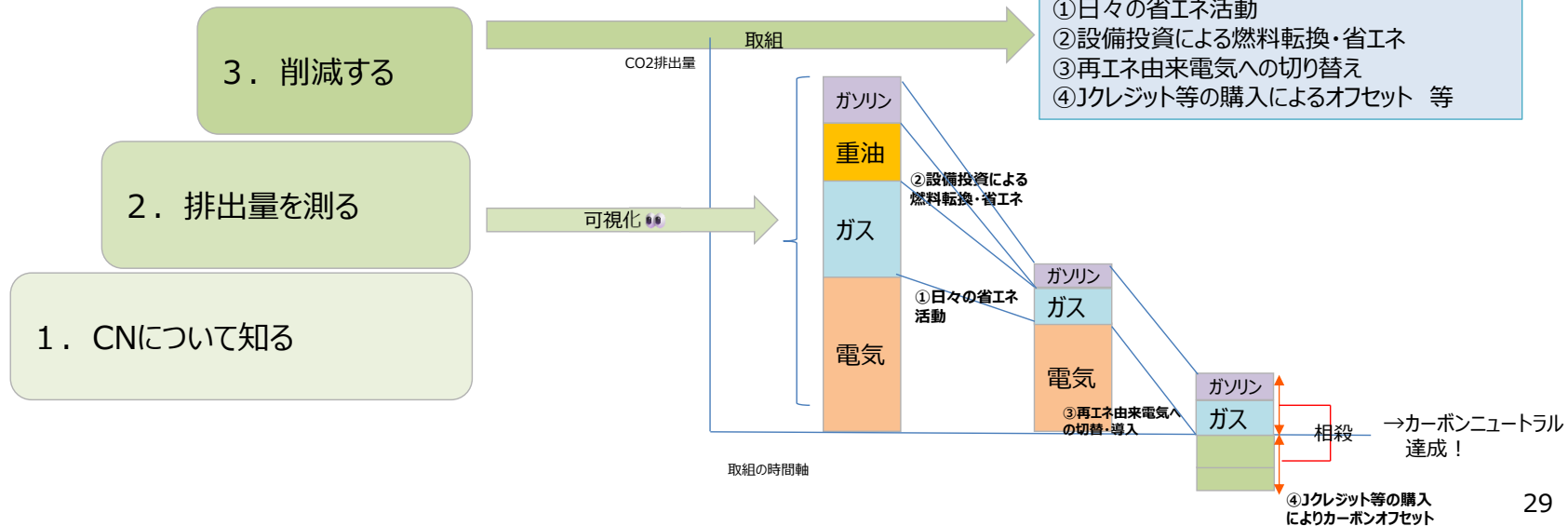
・「脱炭素」に取り組む段階に合わせた支援策を準備

脱炭素化の取組度合い

企業としてカーボンニュートラルの実現にむけて

CO2削減を進める、主な具体的手段

- ①日々の省エネ活動
- ②設備投資による燃料転換・省エネ
- ③再エネ由来電気への切り替え
- ④Jクレジット等の購入によるオフセット 等



中小企業等のカーボンニュートラル支援策パンフレット等

- カーボンニュートラルに関連する中小企業支援策やCO₂排出量の算定方法について分かりやすい広報資料を作成。（2025年4月更新。経産省・環境省の施策を掲載）

経済産業省 環境省

中小企業等の

カーボンニュートラル

支援策

2025年4月

カーボンニュートラル対策フローチャート

※左のフローチャートはイメージで、必ずしも順番通りに進める必要はありません。状況に応じて順番を入れ替えてください。

ステップ	対策のステップ	具体的な支援策	お問い合わせ先
1. CNについて知る	何から始めたらいいかわからない	カーボンニュートラル相談窓口	各都道府県
	何から始めたらいいかわからない	ハンドブックや事例集等	各都道府県
	省エネ診断	省エネ診断	各都道府県
2. 排出量等を把握する	省エネについて相談したい	省エネ診断	各都道府県
	CO ₂ 排出量等を把握したい	排出量算定ツール	各都道府県
	CO ₂ 削減計画を策定・実行したい	SHIP7事業	各都道府県
3. 排出量等を削減する	既存設備でCNの取り組みたい	省エネ診断	各都道府県
	設備の入れ替え・新設・増設をしたい	CO ₂ 削減計画策定支援、設備更新支援、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断、省エネ診断	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	SHIP7事業	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	Scope 3 事業	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	もとの補助金	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ	各都道府県
	省エネ設備の導入・省エネ設備の導入	省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ・省エネ	各都道府県

STEP1 CNについて知る

STEP2 排出量等の把握

STEP3 排出量等の削減

カーボンニュートラル相談窓口

カーボンニュートラルにこれから取り組む事業者、既に取り組んでいる事業者の様々な相談に対応

何から始めたらいいかわからない

経営にどう活かした？

取引先にアピールしたい

中小企業基盤整備機構は、中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について、専門家による対面及びweb相談を実施しています。

経験豊富な専門家によるアドバイス

無料で何度でも

オンライン窓口もあるため全国どこからでも相談可能

詳細 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 <https://www.smcj.go.jp/sme/consulting/sdgs/tavgs000001to2v.html>

中小企業のみなさん！！

自社のCO₂排出量を算定しませんか？

近年、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルや温室効果ガス排出量削減を目指す企業が増加し、金融機関による融資先の温室効果ガス排出量を把握する動きが活発化しています。中小企業にとってもカーボンニュートラル対応は、売上向上に繋がります。まずは、自社のCO₂排出量を算定し「見える化」することから始めてみましょう。

取引先への算定に協力してほしい

自社の排出量を「見える化」することで...

削減を促す際に、材料に...

基本の算定式

燃料・電気・熱の使用量に、排出係数を乗じてエネルギー・起源CO₂排出量を算定することができます。算定方法は、次のページでご案内します。

活動量 (使用量) × 排出係数

算定ツール (例)

- 日本商工会議所 CO₂チェックシート
- 電力・灯油・都市ガスなどエネルギー種別に毎月の使用量・料金を、Excelシートに入力・蓄積することで、CO₂排出量が自動的に計算されます。
<https://eco.jcci.or.jp/checksheet>
- 民間事業者のツール
- 「中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプラン」の登録者の中で、温室効果ガス排出量の算定ツールを提供している事業者もいます。登録リストの「温室効果ガス排出量算定ツール提供」の欄をご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html

※記載している内容は、作成時点のもので、経産省・環境省の施策は随時更新されます。

経済産業省HPの「温暖化対策」、「中小企業関連」のページからダウンロードください。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html





CNについて知る

オンラインあり

- **カーボンニュートラル相談窓口**
- **ハンドブックや事例集等**
 - 脱炭素経営ガイド
 - **カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート**
 - 脱炭素経営の取組手順
- **CO₂排出量のセルフ診断ツール**
- **省エネ診断／省エネお助け隊**



排出量を把握する

- **省エネ診断／省エネお助け隊（再掲）**
- **排出量算定ツール**
- **SHIFT事業（脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業）**



排出量を削減する

- **省エネ診断／省エネお助け隊（再掲）**
- **SHIFT事業（再掲）**
- **Scope3事業**
- **ものづくり補助金**
- **中小企業省力化投資補助金**
- **新事業進出補助金**
- **省エネ・非化石転換補助金**
- **ZEB補助事業**
- **脱炭素ドルリノベ事業**
- **クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）**
- **省エネ設備投資利子補給金**
- **バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業**
- **ESGリース促進事業**
- **CN投資促進税制**
- **J-クレジット**
- **太陽光発電設備等導入補助金**
- **自家消費型太陽光発電・蓄電池導入補助金**
- **自動車部品サプライヤー支援事業**
- **環境・エネルギー対策資金（GX関連）**

中小機構のカーボンニュートラル相談窓口、研修支援

- 中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化について、すべての地域本部（北海道・東北・関東・中部・北陸・近畿・中国・四国・九州本部、沖縄事務所）で相談窓口を開設。
- 相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けた**伴走支援も実施**。
- 加えて、中小企業・小規模事業者向けに**脱炭素化に取り組む理由や具体的な方法を動画で紹介**。

相談窓口

- 場所：北海道本部（北海道札幌市中央区）、東北本部（宮城県仙台市）
関東本部（東京都港区）、中部本部（愛知県名古屋市中区）
北陸本部（石川県金沢市）、近畿本部（大阪市中央区）
中国本部（広島県広島市中区）、四国本部（香川県高松市）
九州本部（福岡県福岡市博多区）、沖縄事務所（沖縄県那覇市）
(対面又はオンライン※事前予約制。窓口開設日は地域本部によって異なります。)

- 費用：無料

- ✓ どのようにカーボンニュートラルに取り組んだら良いかわからない
- ✓ 再生可能エネルギーを導入したい
- ✓ SBTやRE100に加入する方法やメリットを知りたい など、幅広い相談に対応

相談
窓口

各地域本部へのお問い合わせ、
お申し込みはこちらから →



研修
動画

研修動画の利用申込
(無料)はこちらから →



カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート（中小機構）

- ・(独)中小企業基盤整備機構では、「カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート」を公開。
- ・脱炭素経営の取組方法や詳細ページのリンクがまとめられていますので、お役立て下さい。

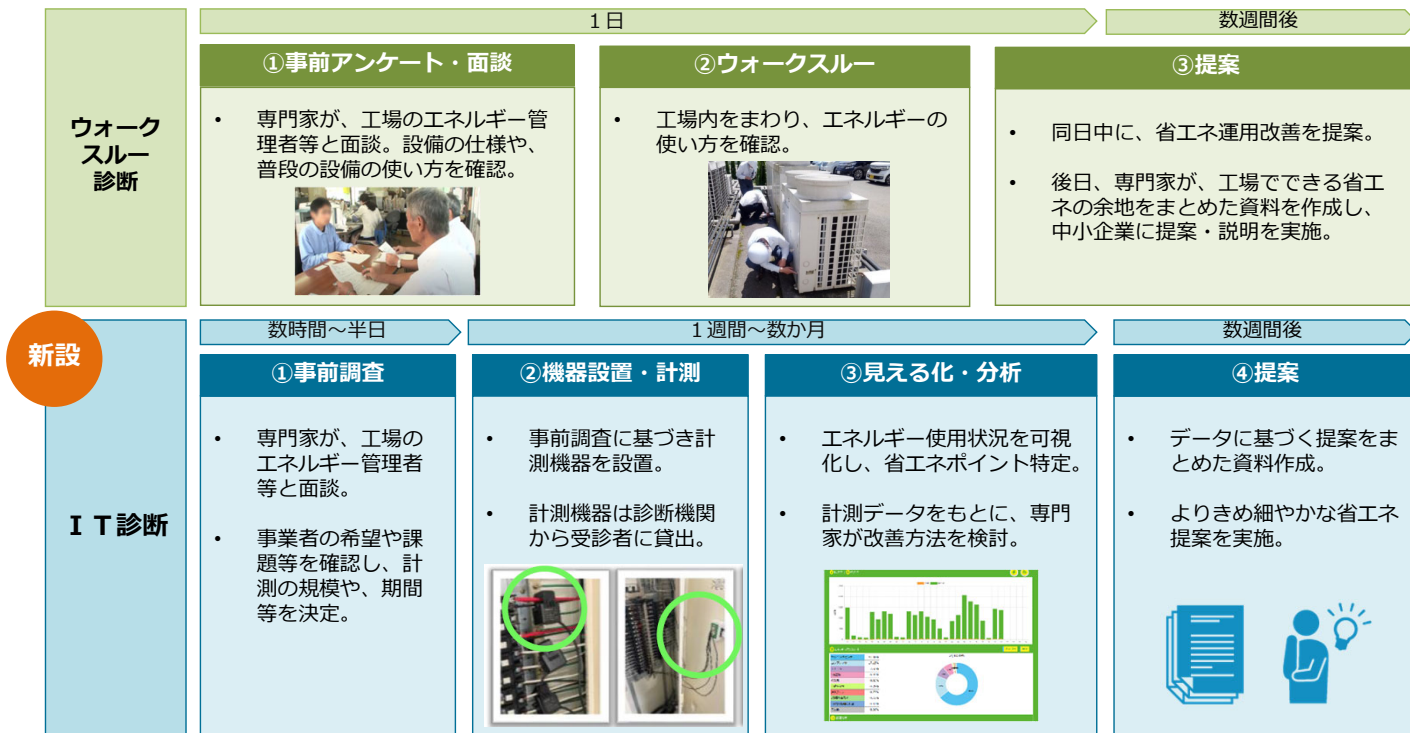
カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート				Be a Great Small 中小機構			
現状把握 (認識・知識)	No.	質問	確認	解説			
	1	エネルギーの種類別 ^(注1) に毎月使用量を整理していますか。 ^(注2) 電灯・空調・給湯・暖房・冷房の別	☐	エネルギー使用量の把握には、電力会社等からの明細が有効です。月別推移、前年同期との比較などを可視化することにより改善点が見つかります。			
	2	事業所の CO2 の排出量（年間）を把握していますか	☐	自らの事業所の CO2 排出量を把握することがカーボンニュートラルへの出発点です。燃料等使用量から CO2 排出量の換算が可能です。以下を参考にしてください。 CO2 チェックシート（日本商工会議所）			
	3	事業所の電気、燃料の使用量を用途 ^(注3) 別に把握していますか ^(注3) 部門、工程、設備	☐	多くの場合、電気や燃料の使用量を示す計量器は細かく設置されていません。そのため、用途別の使用量を求めるためには、計算による推計を行うか、可搬式計器による計測が必要です。そうにして使用量を用途別に把握すれば、CO2 発生量の多い用途を絞り込むことができます。			
	4	省エネルギー対策の検討・外部診断を受診したことがありますか	☐	外部診断を受診することにより CO2 削減率の大きな改善点を見出せます。省エネルギーセンターおよび各地域の省エネ支援団体が省エネに関する診断を実施しています。 一般財団法人省エネルギーセンター 省エネお助け隊			
	5	省エネルギー・カーボンニュートラルを目的とした設備投資に、補助金が活用できることを知っていますか	☐	様々なカーボンニュートラルに関連する補助金制度があります。 一般社団法人環境共創イニシアチブ 経済産業省のカーボンニュートラルに向けた中小企業支援施策			
取り組み状況 (行動・意識)	6	中小企業のカーボンニュートラルへの取組事例を知っていますか	☐	以下の中小企業の取り組み事例が参考になります。 中小規模事業者のための 脱炭素経営ハンドブック ver.1.1			
	7	カーボンニュートラル実現に向けた政府の取り組みを知っていますか	☐	カーボンニュートラルへの挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想で、日本全体で取り組んでいくことが重要です。 脱炭素ポータル			
計画策定 (計画・予算・今後の方針)	8	自社で太陽光など再生可能エネルギーでの発電を検討しましたが	☐	再生可能エネルギーは電気に変換して使用するのが使いやすい現実的です。その中でも、最も着手しやすいものが太陽光発電となります。 一般社団法人太陽光発電協会			
	9	再生可能エネルギーで発電した電気を購入することを検討しましたか	☐	自社で再生可能エネルギーを発電できない場合は、再生可能エネルギー発電を行っている小売電気事業者から電気を購入できます。これにより、自社にあった電力会社の選択が可能となります。 電力小売全面自由化 企業・自治体向け電力調達ガイドブック第5版（2022年版）			
	10	【製造業向け】バイオマス燃料等を使用することで、CO2 を削減ができることを知っていますか	☐	バイオマス燃料も再生可能エネルギーです。建築廃材、製材廃材などをチップにしたものなどがあります。また、再生可能エネルギーは電気で利用することが多く、中期的には化石燃料利用の設備から電気利用の設備に切り替えることも CO2 削減に貢献します。			
	11	再生可能エネルギー発電（自家使用）や再生可能エネルギー電気の購入ができない場合、あるいはそれだけでは不足する場合…再生可能エネルギーの環境価値を購入できることを知っていますか	☐	再生可能エネルギーによる電力を使用していなくても、グリーン電力証書 ^(注4) で環境価値を購入することにより、再生可能エネルギーを使用しているとみなされます。 ^(注4) 環境価値をグリーンエネルギー証書として証券化すること。証書の購入はグリーン電力の発電設備の建設、維持、拡大に貢献します。 J-クレジット制度			



チェックシートはこちらからダウンロード可能です→

https://j-net21.smrj.go.jp/special/chusho_sdgs/carbonneutral/checksheet.html

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を強化。
- これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）を追加する。



(参考) 省エネ診断の申請枠組みの詳細

- 今年度より、ウォークスルーによる診断に加えて、診断機関が貸し出すデジタル計測機器で取得したデータを活用した、**きめ細やかな改善提案を行う「IT診断」を追加。**（診断機関は、自身の行う診断内容に応じて登録が可能。）
- また、**診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合には、診断機関による伴走支援（設備更新計画の作成等）を受けることが可能。**（ウォークスルー診断・IT診断のいずれとも組み合わせが可能。）

■ 診断の枠組みと、中小企業の負担額のイメージ

類型	ウォークスルー診断		新設 IT診断	+	伴走支援
	工場・事業所	特定設備のみ (旧:クイック診断)	工場・事業所		
対象	工場・事業所	特定設備のみ (旧:クイック診断)	工場・事業所		工場・事業所
概要	- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。 - 工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。		- 設備・プロセスごとのエネルギー使用状況を計測・分析。 - 計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。		- 診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。 - 更新設備の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等。
診断機関	登録診断機関				登録診断機関 (地域での活動要件)
中小企業負担額のイメージ	【工場・事業所】15,290～48,840円^(注1) 【特定設備のみ】5,720円^(注2)		22,000～55,000円程度 内容により最大220,000円		11,000～22,000円程度 ※内容により最大48,840円

(注1) 工場・事業所の規模により料金は変動。

(注2) 1設備の場合の金額イメージ。2設備の場合、11,440円。

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

中小・小規模事業者の生産性向上・賃上げ等に向けた、新製品・サービスの開発に必要な設備投資を支援。
第20次 申請期間：2025年7月1日～7月25日17時（※公募要領公表済み）



令和6年度補正予算
中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・
最新複合加工機を導入し、これまでできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

補助率
1/2～2/3

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



<ものづくり補助金総合サイト>

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内訳

基本要件

- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、
- ①付加価値額の年平均成長率が $+3.0\%$ 以上増加
 - ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は
給与支給総額の年平均成長率が $+2.0\%$ 以上増加
 - ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 $+30\%$ 以上の水準
 - ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

第3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみならずには、補助上限額を100～1,000万円上乗せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率 $+6.0\%$ 以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 $+50\%$ 以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)のいずれか一方で未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみならずには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金 $+50\%$ 以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※小規模・再生事業者は除きます。

ものづくり補助金

- **新製品・新サービスの開発や海外需要開拓等**に必要な設備投資等を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	2,500万円（補助率 中小企業1/2、小規模等2/3） ※従業員数によって補助上限は異なります ※一定の賃上げを行う場合、補助上限引上げ ※最低賃金の引上げを行う場合、補助率引上げ
2 事業期間	交付決定から10ヶ月（ただし採択日から12ヶ月）
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 基本要件	①付加価値額 年平均成長率3%以上増加 ②給与支給総額 年平均成長率2%以上増加 等 ③事業所内最低賃金 事業実施都道府県の最低賃金+30円以上の水準 等
5 対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費 等
6 その他	海外事業の実施による国内の生産性向上を支援するグローバル枠として補助上限3,000万円も措置

【活用事例】

✓ 製品・サービス高付加価値化枠で・・・

-最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発



✓ グローバル枠で・・・

-海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



（例えば）

顧客からの原価低減の要請が厳しく、また、新規顧客の開拓が難しい業態を克服するため、自動車やAIの電子部品を試作、量産するための設備を導入。
加工可能な寸法が拡大し、他社やこれまで自社で対応できなかった受注も可能となった。

第20次公募要領等→



カタログ型：随時申請受付中 / 一般型：公募回制 第2回：4月15日（火）～5月30日（金）

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・営業プロセスの効率化を図るとともに、働きづらに悩む企業を支援し、人材確保を目的とした補助金です。

公署(公署届制) 交付手続き 補助事業実施期間 終了

公署届出
公署届受理
申請書の提出
申請書の受付
申請書の審査
申請書の決定
申請書の通知
申請書の提出
申請書の受付
申請書の審査
申請書の決定
申請書の通知

交付の申請
交付の受理
交付の審査
交付の決定
交付の通知

補助事業の実施
補助事業の報告
補助事業の審査
補助事業の決定
補助事業の通知

補助事業の完了
補助事業の報告
補助事業の審査
補助事業の決定
補助事業の通知

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。
- 省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入する際に活用できます。

【カタログ注文型】

項目	内容
1 補助上限	最大1,500万円（補助率1/2以内） ※従業員数によって補助上限が異なります ※大幅な賃上げを行う場合補助上限が上がります
2 事業期間	12ヶ月以内
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	労働生産性 年平均成長率3%以上
5 対象経費	カタログに掲載された省力化製品の購入費

【活用事例】

- ✓ 旅館において、**自動清掃ロボット**を導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で顧客満足度を向上させ、高付加価値化
- ✓ 倉庫に**無人搬送車**を導入することで、棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上



拡大中！

カタログはこちら→



随時申請受付中。
詳細はこちら→



中小企業省力化投資補助金（一般型）

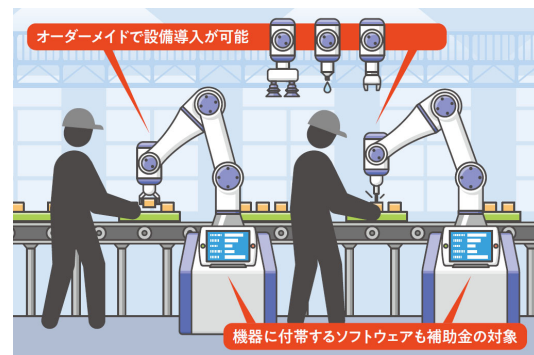
- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。
- 省力化効果のある設備・システムなどをオーダーメイド・セミオーダーメイドで導入する際に活用できます。

【一般型】

項目	内容
1 補助上限	最大1億円（補助率 中小企業1/2、小規模等2/3） ※従業員数によって補助上限が異なります ※大幅な賃上げを行う場合補助上限が上がります
2 事業期間	18ヶ月以内
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	①労働生産性 年平均成長率4%以上 ②省力化の度合いや投資回収年数を記載した事業計画の策定が必要
5 対象経費	機械装置費、システム構築費 等

【活用事例】

- ✓ 通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買量に対応するため、**自動梱包機及び倉庫管理システム**をオーダーメイドで開発・導入
- ✓ 自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、**最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置**を事業者の現場に合わせた形で導入



「新事業進出補助金」

公募スケジュール：令和7年4月22日～7月10日（木）

※公募要領公開中。申請受付開始は6月中旬を予定。

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業（※）への挑戦を行い、 （※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること） ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）

<https://shinigyoku.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。

新事業進出補助金

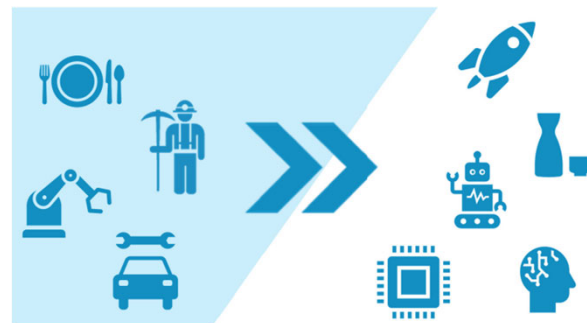
- 既存の事業とは異なる、**新市場・高付加価値事業への進出**にかかる設備投資等を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	7,000万円（従業員規模により異なる）（補助率1/2） ※補助下限は750万円 ※一定の賃上げを行う場合補助上限の上乗せあり
2 事業期間	交付決定から14か月（採択発表から16か月以内）
3 対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う 中小企業等
4 要件	①当該中小企業等にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること ②付加価値額 年平均成長率4.0%以上 ③賃上げ 給与支給総額年平均成長率2.5%以上など ④事業所内最低賃金 地域別最賃+30円以上の水準等
5 対象経費	建物費、機械装置費、システム構築費 等

【活用イメージ】

- ✓ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ✓ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出



公募要領（公表中） →



- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **I型に中小企業投資促進枠を創設**するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

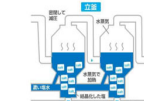
※旧A B類型

- **工場・事業所全体で大幅な省エネを図る**取り組みに対して補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
 - 補助上限額：15億円 等
- ※**中小企業投資枠等を追加**

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
 - 補助率：1/2
 - 補助上限額：3億円 等
- ※**中小企業のみ工事費を補助対象に追加**

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
 - 補助率：1/3
 - 補助上限額：1億円
- ※**省エネ要件を追加**

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



（Ⅳ） EMS型

- **EMSの導入を補助**
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）
 - 補助上限額：1億円
- ※**省エネ要件を見直し**

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



第2次公募（予定）
2025年6月上旬～7月上旬

第3次公募（予定）
2025年8月中旬～9月下旬

クリーンエネルギー自動車補助金(CEV補助金)

- ・我が国のCO₂排出量の約2割を占めている運輸部門のCO₂削減のため、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。
- ・導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて、初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進。

購入補助予算の概要

●補助対象車両

- ・電気自動車 (EV)
- ・軽電気自動車 (軽EV)
- ・プラグインハイブリッド車 (PHEV)
- ・燃料電池自動車 (FCV)
- ・超小型モビリティ、ミニカー、電動二輪

●補助額について※

評価に応じて、複数段階の補助額を適用

EV	12～90万円
軽EV	15～57.4万円
PHEV	12～60万円
FCV	上限:255万円

※詳細については、次世代自動車振興センターのウェブサイトをご確認ください。



カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（CN税制）

1. 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却（注1）を措置します。**
2. （注1）措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%までになります。

税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等（注2）	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

注2）中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。

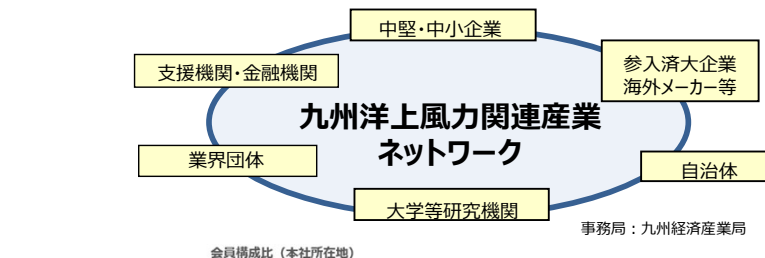
$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

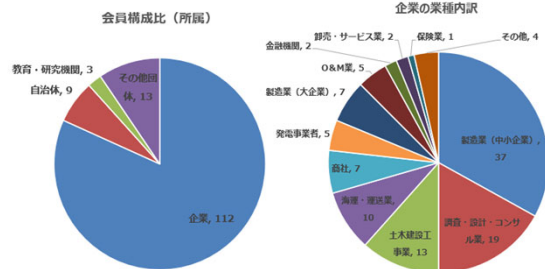
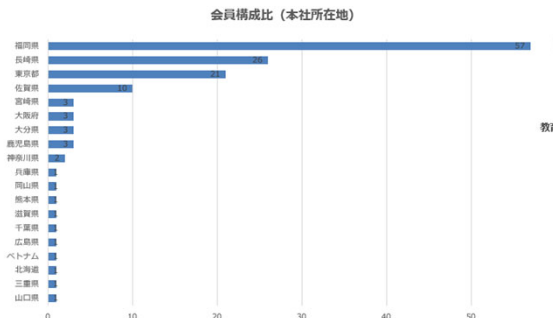
【参考 1】九州洋上風力関連産業ネットワーク について

- 令和4年度に実施した調査※の結果、地域企業が新規参入を検討するには「**全体的に情報が不足していて検討の端緒がつかめない**」状態にあり、また参入済・未参入を問わず、「**市場情報・他社とのネットワーク**」が不足し、「**販路開拓・関連企業とのマッチングの機会**」や「**最新技術や市場環境に関する情報提供**」の支援を求めていることが分かった。
- このため、令和5年度に「**九州洋上風力関連産業ネットワーク**」を立ち上げ、セミナー開催、メルマガ配信、会員の設備情報の公開など情報発信を実施。
- 会員（企業）は製造業のほか、大手風車メーカーや建設土木工事業、商社等も参加。
登録・参加費は無料で、自治体および九州外からの参加も歓迎。

※九州管内における洋上風力発電関連産業のサプライチェーン構築に向けた競争環境分析調査事業



※会員数は138
(令和7年3月14日現在)



洋上風力発電分野へご関心をお持ちの企業や自治体、団体等の皆様へ

- 洋上風力に関する最新の国内外の動向が知りたい
- 九州管内におけるサプライチェーン参入のために他社の事例が知りたい
- 洋上風力に関する国等の支援制度が知りたい

→このようなニーズにお応えします！

【 会員募集中 】
九州洋上風力関連産業ネットワーク

「九州洋上風力関連産業ネットワーク」では、九州地域における洋上風力関連産業のサプライチェーン構築及び関連産業の育成、参入に向けた支援を行っています。

（事務局：九州経済産業局）

ネットワークの主な活動

- 洋上風力に関する各種セミナー・勉強会の実施
- 最新の政策動向
- 国内の洋上風力関連産業をリードする企業との連携
- 参入済みの地域企業との事例

会員登録について（登録無料）

- QRコードから九州経済産業局のWebサイトへアクセスし、会員登録フォームに記入の上、お申し込みください。
- お問い合わせ先はQRコードの先をご確認ください。

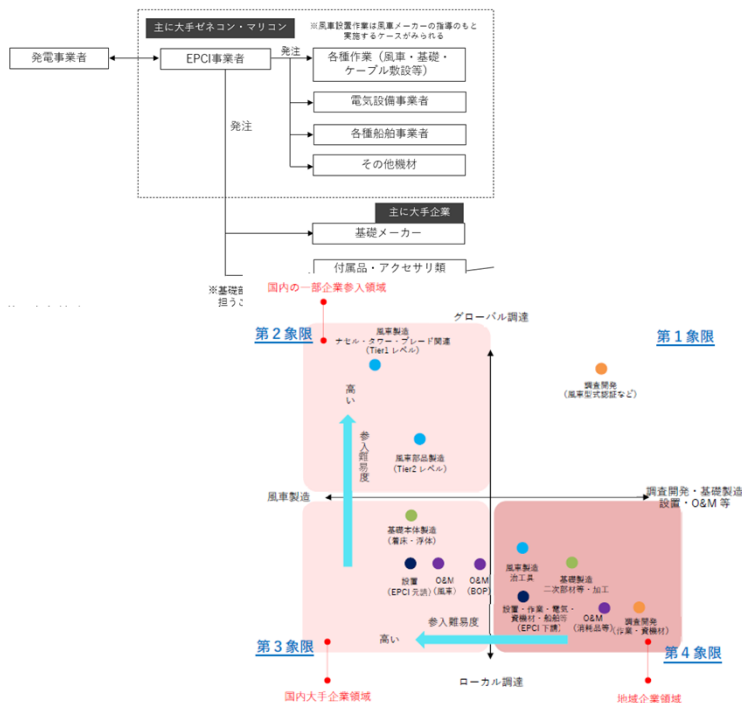
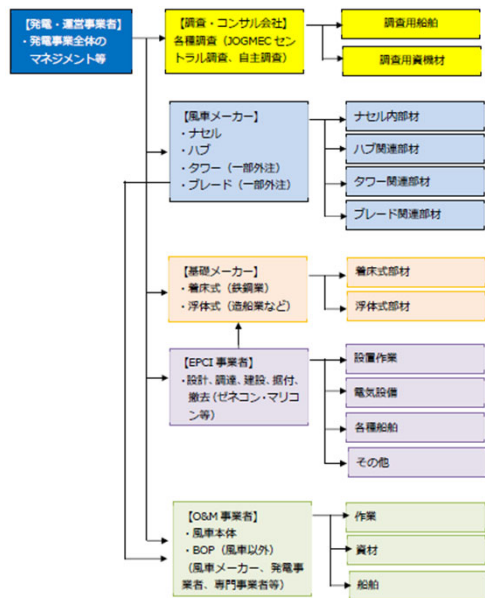
九州洋上風力関連産業ネットワーク

ポータルサイト

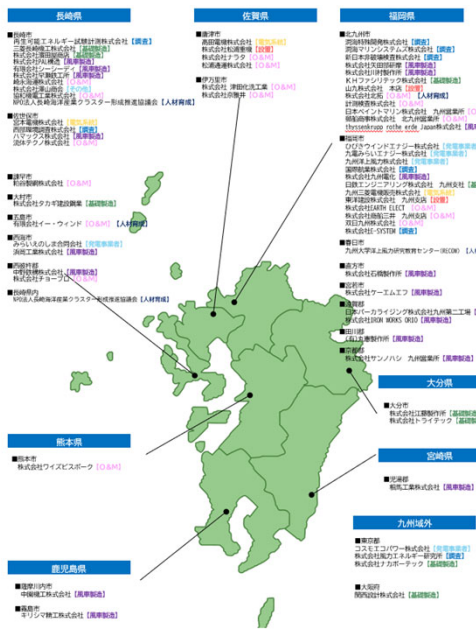
【参考2】業界取引構造・参入可能性等に関する調査

- 地域企業が参入するために、誰にどうアプローチすれば良いかの参考となるよう、全国の先進企業へのヒアリングをもとに、発電事業者からの**発注の流れ**、**構成要素**、**地域企業の参入可能性**等を整理。報告書は九州経済産業局HPにて公表済み（2025年3月）。

【図表 3-30 洋上風力関連産業の業界構造（全体図）】



- 九州エリアにおける洋上風力関連技術をもつ企業を県別・工程別・部品別に整理し、九州内の有望な地域・技術を見える化するため「九州洋上風力サプライチェーンマップ」を作成。引き続き掲載企業の募集・充実化を図る。（ネットワークのポータルサイトに掲載中）



問い合わせ先

九州経済産業局

カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

TEL:092-482-5467

bzl-qcn@meti.go.jp